

虐待の防止のための指針

事業所の名称	ショートステイ・ゆきよし とやの
サービスの種類	(介護予防) 短期入所生活介護

1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

・虐待は高齢者の尊厳の保持や高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のため必要な措置を講じなければならない。当事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であることを認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員は本方針に従い業務にあたることとする。

・虐待の定義

① 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれがある行為を加えること。
また、正当な理由もなく身体を拘束すること。

② 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

③ 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

④ 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

⑤ 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

2 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

・当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案の発生の予防等に取り組むにあたって「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当を定めることとする。

委員会の運営責任者は、法人・系列法人の各事業所より選出された構成員の中より選任することとする。

関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合がある。

委員会の構成員は以下のとおりである。

- ①施設長（ユニットリーダー以上）
- ②各事業所の代表者（生活相談員・看護師・介護職員）
- ③介護支援専門員
- ④その他必要に応じて委員長が指名した者

・委員会は、定期的（年4回）かつ必要な都度運営責任者が招集する。

・委員会の役割は以下のとおりである。

- ①委員会その他事業所内の組織に関すること
- ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④虐待等について、職員が相談・報告出来る体制整備に関すること
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村の通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

・職員に対する権利保護及び高齢者虐待防止のための研修は、基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- ① 研修は定期的（年2回以上）実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止の為の研修を実施する。
- ② 研修の実施内容については、実施概要、出席者等を記録し保存する。

高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解

権利擁護事業・成年後見制度の理解

虐待の種類と発生リスクの事前理解

早期発見・事実確認と報告等の手順

発生した場合の改善策

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

<ul style="list-style-type: none"> ・虐待等が発生した場合は速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。 ・緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。 ・事業所内における利用者虐待は外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対して早期発見に努めるよう促す。 ・事業者内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
6 成年後見制度の利用支援に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。
7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待等の苦情相談について苦情受付窓口担当者は受付内容を管理者に報告する。 ・苦情受付窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。 ・対応の結果は相談者に報告する。
8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ・職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても本指針をいつでも閲覧できるよう、事業所内に備え付ける。
9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項
<ul style="list-style-type: none"> ・本指針で定める研修会の他、行政、地域包括支援センター、その他機関より提供される虐待防止に関する研修会等に積極的に参加し利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すように努める。
10 当指針の閲覧について
<ul style="list-style-type: none"> ・当指針は、利用者及び利用者家族がいつでも閲覧できるよう、ホームページで公表します。

附則

本指針は 令和6年3月1日より施行する。